

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

日交発第 号
令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

名 称 日高市地域公共交通協議会
住 所 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地
代表者氏名 久保田 尚

地域公共交通計画認定申請書（令和 9 事業年度分）

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

(名称) 日高市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
日高市においては、ＪＲ八高線、ＪＲ川越線、西武池袋線の３つの鉄道路線と、９系統の民間バス路線（令和８年４月時点）を幹線交通とする公共交通機関が広がっている。これらの公共交通については、市内外の拠点間を連絡し、通勤通学、買物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担っている。特に、市内各地に存在する、昭和４０年代以降に開発が進んだ民間の住宅団地では、「オールニュータウン」となった現在、自家用車を持たない、持てない世帯も増加していることから、幹線交通が日常生活に必要不可欠な交通として機能している。また、市内には２社のタクシー会社が立地しているほか、地域の自治会等のボランティアによる移送サービス等が展開されている地域もある。 しかしながら、人口減少と少子高齢化及びコロナ禍の影響を受け、当市の公共交通機関の利用者は減少を続けるとともに、交通事業者の担い手不足などの課題も相まって、令和７年３月をもって、民間路線バスの日高・飯能路線の市内区間の廃止が決定された。 このような背景から、当市では、廃止となった日高・飯能路線の一部市内運行区間について、沿線居住者の通勤・通学・通院・買物等を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していく必要性に鑑み、令和７年４月より、同区間を１０人乗り（運転士含む）の車両でカバーする「日高市おでかけワゴン」（高麗川駅系統、武蔵高萩駅系統）の実証運行を開始したところである。 令和８年３月末時点では、高麗川駅系統６．０人／回、武蔵高萩駅系統３．８人／回と一定の乗合利用が確認されていることに加え、利用者アンケート調査結果から、買物・通勤・通院目的での利用が多いことや、運転免許もしくは自家用車を持っていない人の利用が最も多いことなどが明らかになっている。このことから、高麗川駅系統、武蔵高萩駅系統のいずれの系統も、地域住民の日常生活の足を支える交通としてのニーズが高いことがうかがえる。 一方で、当市や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(１) 事業の目標
おでかけワゴン系統別平均乗車人数として、高麗川駅系統・武蔵高萩駅系統ともに、２．０人／便とする。 また、系統別収支率として、高麗川駅系統 ４０％・武蔵高萩駅系統 ３０％として、２系統運行に係る収入の合計を １,０００ 万円／年以上、日高市からの支出を ２,０００ 万円以内とする。 【参考：日高市地域公共交通計画に掲げる KPI】計画書 ３２ ページ ○指標②-２：おでかけワゴンの系統別平均乗車人数 ２人／便 ○指標②-３：おでかけワゴンの系統別収支率 高麗川駅系統 ４０％ 武蔵高萩駅系統 ３０％
(２) 事業の効果
高麗川駅系統及び武蔵高萩駅系統を維持することにより、大字原宿、大字鹿山、大字上鹿山、大字中鹿山、大字下鹿山、大字新堀新田、大字旭ヶ丘、大字高萩、大字中沢、大字女影、大字女影新田に居住する高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 利用者人数の多い便・時間帯における運行ダイヤ改正、追加便の迅速な対応（市、事業者） ・ 他の交通機関との乗り継ぎ・接続時間等の見直し（市） ・ 高麗川駅東口開設に伴う運行ルートの見直し（市） ・ 公共交通利用促進策の展開（市） ・ 担い手確保支援（市） ・ 交通 DX 技術（デジタル定期券・回数券等）の導入検討（市） 【参考：日高市地域公共交通計画に掲げる施策・事業】 ○施策・事業②-1-1 公共交通軸の維持・確保（P41～43） ○施策・事業②-1-2 全市的な公共交通利用促進策の展開（P44） ○施策・事業②-1-3 担い手の確保支援（P45） ○施策・事業②-4-1 交通 DX 技術の導入検討（P50） ○施策・事業②-4-2 情報発信の充実化（P51）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る高麗川駅系統及び武蔵高萩駅系統について、その運行に係る費用総額 3 千二百万円のうち、日高市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ 乗降実態調査（乗り込み調査） ・ 利用者アンケート（車内アンケート等） ・ 沿線居住者アンケート
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【交通戦略部会】

- ・ 令和7年6月13日：実証運行状況等について報告、利用実態調査の計画について協議
- ・ 令和7年8月22日：実証運行状況及び利用実態調査結果の報告、道路運送法第4条許可申請及び交通不便地域指定に向けた調整事項、地域公共交通確保維持改善事業の手續内容について協議
- ・ 令和7年11月19日：実証運行状況の報告、道路運送法第4条許可申請、交通不便地域指定及び法定計画改訂に向けた調整事項、地域公共交通確保維持改善事業の手續内容について協議
- ・ 令和8年1月23日：実証運行状況の報告、道路運送法第4条許可申請、交通不便地域指定及び法定計画改訂に向けた調整事項、地域公共交通確保維持改善事業の手續内容について協議
- ・ 令和8年5月14日：実証運行状況の報告、道路運送法第4条許可申請、交通不便地域指定及び地域公共交通確保維持改善事業の計画認定申請について協議

【法定協議会】

- ・ 令和7年7月2日：実証運行状況等について報告、利用実態調査の計画、道路運送法第4条許可申請に向けた調整事項等について協議
- ・ 令和7年9月18日：実証運行状況及び利用実態調査結果の報告、道路運送法第4条許可申請及び交通不便地域指定に向けた調整事項、地域公共交通確保維持改善事業の手續内容について協議
- ・ 令和7年12月16日：実証運行状況の報告、道路運送法第4条許可申請、交通不便地域指定及び法定計画改訂に向けた調整事項、地域公共交通確保維持改善事業の手續内容について協議
- ・ 令和8年2月25日：実証運行状況の報告、道路運送法第4条許可申請、交通不便地域指定及び法定計画改訂に関する議決、地域公共交通確保維持改善事業の手續内容について協議
- ・ 令和8年6月25日：実証運行状況の報告、道路運送法第4条許可申請、交通不便地域指定及び地域公共交通確保維持改善事業の計画認定申請について協議

※上記の会議（部会・協議会）にて、地域公共交通確保維持改善事業の計画認定申請及び交通不便地域の指定に関する協議を行い、全ての構成員からの合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

日高市おでかけワゴン利用者及び沿線居住者を対象にしたアンケート調査を実施した結果、他の交通機関との乗り継ぎのし易さや、利用の多い時間帯での増便を求める声が多かったため、これらの意見を取り込んだ運行計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）

（所 属）

（氏 名）

（電 話）

（e-mail）

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、

地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

日高市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
日高市地域公共交通計画 41～43ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
日高市地域公共交通計画 41～43ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
日高市地域公共交通計画 41～45、50～51ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
日高市地域公共交通計画 32ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

2) 目標②に関する取組

目標②に関する取組について以降に示します。

目標②：持続的に移動を支えるための体制をつくる

施策のねらい：今ある移動手段を守り、支える

【重点】 施策・事業②-1-1 公共交通軸の維持・確保

現状と課題	●本市の公共交通軸（鉄道交通軸、基幹的なバス交通軸（1日片道30本以上の運行本数）、維持すべきバス交通軸）は、民間交通事業者による自助努力の下、運行が継続されてきました。 ●日高・飯能路線をはじめ、利用者の減少や乗務員不足による安定的な運行が見込めず、苦渋の決断のもとで廃止を検討せざるを得ない系統も出てきています。 ●公共交通は、今後も市民誰もが利便性ある生活を送る上での基盤として大切であるため、廃止に至る前に必要な措置を行うことが重要です。
目的	●市民の生活及び本市の発展を支えるために必要な公共交通サービス水準を維持するため、公共交通軸の維持・確保を図ります。
取組内容	①市が主体となる運行事業の実施 日高・飯能路線からの交通事業者の撤退を受け、同路線沿線地域の移動手段を確保し、地域内の拠点同士を結ぶネットワークの維持を図ります。具体的には、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）を活用し、地域の移動手段の維持・確保を行います。 【実施主体：市、交通事業者】 運行系統図 おでかけワゴン運行系統図

取組内容	②既存公共交通への支援				
	上記路線以外に関しても、公共交通軸の維持確保に向けて、交通事業者との調整のもと、既存路線への国庫補助や県補助の活用を検討するとともに、運行経費の一部補助など、市として可能な支援を行います。				
	【実施主体：市、交通事業者】				
	活用可能な補助金の例				
	交付主体	補助金			
	国	地域公共交通確保維持改善事業費補助金			
	埼玉県	埼玉県生活交通路線維持費補助金			
	埼玉県	埼玉県生活維持路線確保対策費補助			
スケジュール	R 7	R 8	R 9	R10	R11
	① ●-----●	●-----●			
	実証実験	本格運行			
	② ●-----●	●-----●			
	検討・準備				

おでかけワゴン高麗川駅系統及びおでかけワゴン武蔵高萩駅系統は、こま川団地をはじめとする市内の団地と地域間を結ぶ幹線上に位置する高麗川駅や武蔵高萩駅を連絡する近距離の路線であり、買物、通勤、通院等の日常生活行動を行う上での地域の移動手段として、重要な役割を担っています。一方で、市や事業者の運営努力だけでは両系統の路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持改善事業（フィーダー補助）の活用により、支線交通の安定的な運行を維持・確保する必要があります。

表 補助系統に係る事業及び実施主体の概要

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
医大 11	高麗川駅	埼玉医大保健医療学部	埼玉医大	道路運送法第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
医大 12	高麗川駅	埼玉医大保健医療学部	埼玉医大国際医療センター	道路運送法第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
医大 31	飯能駅	高麗川駅 埼玉医大保健医療学部	埼玉医大	道路運送法第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
医大 32	飯能駅	高麗駅・高麗川駅	埼玉医大国際医療センター	道路運送法第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
飯 07	飯能駅	永田会館前	西武飯能日高	道路運送法第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
飯 30	飯能駅	大鶴巣公園	西武飯能日高	道路運送法第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
飯 12-2	飯能駅	こま武蔵台 NT 循環	飯能駅	道路運送法第4条乗合	路線定期運行	国際興業株式会社	なし
おでかけワゴン 高麗川駅系統	こま川団地 第二折返場	こま川団地 第一折返場	高麗川駅東口	道路運送法第4条乗合	路線定期運行	日高市（日高ハイヤー株式会社と運行に関する協定を締結）	フィーダー補助
おでかけワゴン 武蔵高萩駅系統	こま川団地 第一折返場	こま川団地 第二折返場	武蔵高萩駅	道路運送法第4条乗合	路線定期運行	日高市（高麗川交通株式会社と運行に関する協定を締結）	フィーダー補助

施策・事業②－１－２ 全市的な公共交通利用促進策等の展開					
現状と課題	● 本市では、地域の需要に応じて運行本数に差はあるものの、1 時間に 1 本程度の頻度で既存の公共交通サービスが展開されています。 ● 市民アンケート調査結果では、「どの停留所・路線を使えばいいか分かりにくい」といった声も一定数あり、使い方の周知促進が求められています。				
目的	● 既存の交通インフラを最大限に活用し、これまで以上に利用促進を図っていくため、官民連携のもとで、全市的な公共交通利用促進策を展開します。				
取組内容	● 市内イベントとの連携やバス教室の開催 市イベントの開催に当たっての路線バスの案内周知やバスの乗り方教室の開催、交通事業者と連携したモビリティ・マネジメント等により、市内路線バスの利用促進を図ります。 【実施主体：市、交通事業者】				
スケジュール	R 7	R 8	R 9	R10	R11
					

施策・事業②－１－３ 担い手の確保支援

現状と課題	全国的に、運転士等の担い手不足が問題となっており、特に第二種大型自動車運転免許保有者は約15年間で約20%減少するなど、人手不足が年々深刻化しています。				
	減少傾向にある第二種大型自動車運転免許保有者数 第二種大型自動車運転免許保有者数の推移 【出典】国土交通省				
	人手不足が一因で廃線せざるを得ない路線が生じるなど、路線の維持・継続が困難な状況にあり、交通事業者単独で対策を進めるのは限界となっています。				
目的	運転士等の公共交通サービス業に従事する担い手不足の解消を図ることを目的とします。				
取組内容	公共交通サービス業への就職支援 バス運転体験会や合同就職相談会の実施を支援します。 また、市外からの移住者で、市内を運行する路線バスやタクシー運転士、スタッフ等、公共交通サービス業へ就職する方を対象に、移住支援策と連携した取組を検討します。 【実施主体：市、交通事業者、埼玉県】				
スケジュール	R 7	R 8	R 9	R10	R11
	検討・調整				

施策のねらい：公共交通を更に運用しやすく、使いやすくする					
施策・事業②－４－１ 交通 DX 技術の導入検討					
現状と課題	● 近年のライフスタイルの多様化やデジタル技術の急速な進展を踏まえ、デジタル化による行政サービスの向上が求められています。 ● 交通分野では、国により、自動運転、MaaS⁴、公共交通の DX⁵等が掲げられ、全国的に実証実験や実装が進められています。				
目的	● 公共交通利用者にとって、公共交通がより使いやすくなる仕組みづくりを目的とします。				
取組内容	①次世代公共交通システムの導入検討 今後、技術の進歩によっては自動運転によるバス導入の可能性があることから、公共施設再編の動向や都市計画道路の整備状況等も踏まえ、次世代自動車による居住地と各都市機能を結ぶ交通網を検討します。 【実施主体：市、交通事業者、民間事業者】 ②デジタル技術を活用した情報提供 各個人に合わせた本当に欲しい情報を選択し、様々なデジタル媒体で発信します。また、SNS の情報連携やプッシュ通知を活用し、行政サービスの拡充を図ります。 【実施主体：市、交通事業者、民間事業者】 ③キャッシュレス決済の導入検討 現行の市内路線バスや鉄道では、交通系 IC カードによる決済が可能となっていますが、今後、おでかけタクシーにおいても導入等を検討する際は、キャッシュレス決済の導入についても併せて検討します。 【実施主体：交通事業者、市】				
スケジュール	R 7	R 8	R 9	R10	R11

⁴ MaaS(マース:Mobility as a Service):地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。【再掲】

⁵ DX(Digital Transformation):デジタル・トランスフォーメーションの略称であり、デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。【再掲】

施策・事業②－４－２ 情報発信の充実化					
現状と課題	● 公共交通に関する情報発信は、各交通事業者にて委ねられている状況であり、公共交通の利用促進に向けて、市内の公共交通網が分かる地図や分かりやすい情報発信が必要です。				
目的	● 公共交通利用者にとって、公共交通がより使いやすくなるような情報発信を目的とします。				
取組内容	① 市内公共交通マップの作成 市内で利用可能な公共交通網や主要なバス乗り場等の情報を一元化した公共交通マップを作成します。 【実施主体：市、交通事業者】				
	② 交通結節点等における情報案内の拡充 公共交通の乗り継ぎ利便性の向上に向けて、交通結節点等における情報案内の拡充や分かりやすさの向上を図ります。 【実施主体：市、交通事業者】				
スケジュール	R 7	R 8	R 9	R10	R11
	① ●▶● 検討・調整				
	② ●▶● 検討・調整				

3.4 目標を達成するための指標 (KPI)

計画の目標を達成するための数値指標及び数値目標を以下のとおり定めます。

表 目標を達成するための指標 (KPI)

目標	評価指標	単位	現状	目標値	算出方法
目標①： おでかけの足を確保する	指標①-1 鉄道駅の1日平均乗車人数※1	人/日	9,371 (R1)	9,536 (R11)	ICカード情報・交通事業者による情報から算出
	指標①-2 基幹的公共交通の徒歩圏内の居住人口の割合	%	50.6 (R2)	現状維持 (R11)	鉄道駅・バス停留所から一定距離の圏域を取り、人口メッシュデータと重ね合わせて算出(机上調査)
	指標①-3 おでかけタクシーの利用回数	回/年	—	40,000 (R11)	交通事業者による情報を確認
目標②： 持続的に移動を支えるための体制をつくる	指標②-1 市内拠点間の公共交通(鉄道・バス)によるネットワーク状況	—	市外・市内拠点が鉄道・バス等の定時性の高い移動手段により接続されている状態	現状維持 (R11)	交通事業者による情報を確認
	指標②-2 おでかけワゴンの系統別平均乗車人数	人/便	—	2 (R11)	交通事業者による情報から算出
	指標②-3 おでかけワゴンの系統別収支率	%	—	高麗川駅系統：40 武蔵高萩駅系統：30 (R11)	交通事業者による情報から算出
	指標②-4 「地域おたすけ隊」サービスにおける外出付き添い支援の実施地区数	地区	5 (R6)	6 (R11)	市管理情報から確認
目標③： 魅力的な目的地にアクセスしやすい環境をつくる	指標③-1 住民等の公共交通に対する満足度	%	バス:37 鉄道:44 タクシー:39 (R5)	いずれも50以上 (R11)	住民アンケート調査結果を基に算出
	指標③-2 都市機能誘導区域内の都市機能のうち、誘導施設に設定された都市機能数※2	施設/年	35 (H30)	48 (R22)	市管理情報を基に算出
	指標③-3 観光シャトルバスの1日当たりの平均利用人数	人/日	215 (R6)	300 (R11)	交通事業者による情報を確認

※1 第6次日高市総合計画の指標と整合

※2 日高市立地適正化計画の指標と整合

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
日高市	日高ハイヤー株式会社	(1) 高麗川駅系統	こま川団 地第二折 返場	こま川団地 第一折返 場	高麗川駅 東口	往 2.3 km 復 2.4 km	293日	3,809回			路線定期運行	②(2)	高麗川駅で地域間交通 ネットワークであるJR川 越線・JR八高線に接続	①
	日高ハイヤー株式会社	(2) 高麗川駅系統	こま川団 地第二折 返場	こま川団地 第一折返 場	高麗川駅 東口	往 km 復 3.0 km	293日	3,223回			路線定期運行	②(2)	高麗川駅で地域間交通 ネットワークであるJR川 越線・JR八高線に接続	①
	高麗川交通有限会社	(3) 武蔵高萩駅系統	こま川団 地第一折 返場	こま川団地 第二折返 場	武蔵高萩 駅	往 3.5 km 復 3.5 km	293日	6,446回			路線定期運行	②(2)	武蔵高萩駅で地域間交 通ネットワークであるJR 川越線に接続	①
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

(表1)「計画運行回数」の算出根拠について

○令和9事業年度

(1) 高麗川駅系統

■ 系統① (生涯学習センター経由なし)

- ・ 計画運行日数 : 293 日 (2026 年 10 月 1 日～2027 年 9 月 30 日の平日・土曜の合計日数)
※年末年始 (12/28～1/3 除く)
- ・ 1 日あたり運行回数 : 平日 13 回、土曜日 13 回
- ・ 計画運行回数 : $293 \text{ 日} \times 13 \text{ 回} = \underline{3,809 \text{ 回}}$

■ 系統② (生涯学習センター経由あり)

- ・ 計画運行日数 : 293 日 (2026 年 10 月 1 日～2027 年 9 月 30 日の平日・土曜の合計日数)
※年末年始 (12/28～1/3 除く)
- ・ 1 日あたり運行回数 : 平日 11 回、土曜日 11 回
- ・ 計画運行回数 : $293 \text{ 日} \times 11 \text{ 回} = \underline{3,223 \text{ 回}}$

(2) 武蔵高萩駅系統

- ・ 計画運行日数 : 293 日 (2026 年 10 月 1 日～2027 年 9 月 30 日の平日・土曜の合計日数)
※年末年始 (12/28～1/3 除く)
- ・ 1 日あたり運行回数 : 平日 22 回、土曜日 22 回
- ・ 計画運行回数 : $293 \text{ 日} \times 22 \text{ 回} = \underline{6,446 \text{ 回}}$

【参考：運行ダイヤ】

高麗川駅系統

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便	17便	18便	19便	20便	21便	22便	23便	24便
こま川団地第二折返場	6:00	6:28	7:01	7:37	8:19	9:01	9:29	10:11	10:30	10:49	11:17	11:47	12:13	13:47	14:17	14:47	15:17	15:47	16:48	17:24	18:11	18:55	19:31	19:59
こま川団地中央	6:00	6:28	7:01	7:37	8:19	9:01	9:29	10:11	10:30	10:49	11:17	11:47	12:13	13:47	14:17	14:47	15:17	15:47	16:48	17:24	18:11	18:55	19:31	19:59
こま川団地第一折返場	6:01	6:29	7:02	7:38	8:20	9:02	9:30	10:12	10:31	10:50	11:18	11:48	12:14	13:48	14:18	14:48	15:18	15:48	16:49	17:25	18:12	18:56	19:32	20:00
中鹿山南	6:02	6:30	7:03	7:39	8:21	9:03	9:31	10:13	10:32	10:51	11:19	11:49	12:15	13:49	14:19	14:49	15:19	15:49	16:50	17:26	18:13	18:57	19:33	20:01
中鹿山北	6:02	6:30	7:03	7:39	8:21	9:03	9:31	10:13	10:32	10:51	11:19	11:49	12:15	13:49	14:19	14:49	15:19	15:49	16:50	17:26	18:13	18:57	19:33	20:01
愛宕公園入口	6:03	6:31	7:04	7:40	8:22	9:04	9:32	10:14	10:33	10:52	11:20	11:50	12:16	13:50	14:20	14:50	15:20	15:50	16:51	17:27	18:14	18:58	19:34	20:02
高麗川南公民館入口	6:03	6:31	7:04	7:40	8:22	9:04	9:32	10:14	10:33	10:52	11:20	11:50	12:16	13:50	14:20	14:50	15:20	15:50	16:51	17:27	18:14	18:58	19:34	20:02
四反田堰	6:05	6:33	7:06	7:42	8:24	9:06	9:34	10:17	10:36	10:55	11:23	11:53	12:19	13:52	14:22	14:52	15:22	15:52	16:52	17:28	18:15	18:59	19:35	20:03
高麗川駅東口	6:07	6:35	7:09	7:45	8:27	9:09	9:37	10:18	10:37	10:56	11:24	11:54	12:20	13:53	14:23	14:53	15:23	15:53	16:54	17:30	18:17	19:01	19:37	20:05
運行間隔	0:07	0:07	0:08	0:08	0:08	0:08	0:08	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:06	0:06	0:06	0:06	0:06	0:06	0:06	0:06	0:06	0:06	0:06
八王子方面行	6:31	6:45	7:15	7:51	8:44	9:25	9:43	10:34	11:01	11:01	11:30	12:00	12:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	17:00	17:54	18:37	19:17	19:44	20:10
川越方面行	6:18	6:59	7:16	7:52	8:32	9:23	9:43	10:36	11:04	11:04	11:34	12:04	12:34	14:04	14:34	15:04	15:34	16:03	17:24	17:38	18:22	19:07	19:51	20:11
高崎方面行	6:33	7:01	7:29	8:21	—	9:20	—	10:35	—	—	11:32	—	12:42	—	14:42	—	15:45	—	—	17:38	18:37	—	19:45	—
国際興業（埼玉医大方面）	—	6:48	7:32	7:54	8:48	9:24	9:45	10:37	11:04	11:04	11:32	12:02	12:32	14:02	14:32	15:02	15:50	16:30	17:11	17:52	18:38	19:34	20:13	20:13
国際興業（飯能駅方面）	—	—	7:24	—	9:03	9:23	9:49	10:37	11:10	11:10	11:32	—	12:32	—	14:32	—	15:33	16:30	17:30	18:15	18:31	19:14	—	—
八王子方面着	6:08	6:28	7:08	7:45	8:25	8:59	9:38	—	—	—	11:28	11:58	12:28	13:58	14:28	14:58	—	—	16:53	17:07	18:08	18:34	19:41	20:00
川越方面着	6:13	6:44	7:12	7:50	8:06	8:57	9:41	10:07	10:33	11:00	11:28	11:57	12:27	13:57	14:27	14:57	15:27	15:57	—	—	18:07	19:07	19:43	20:09
高崎方面着	5:42	6:49	7:14	7:42	8:05	8:55	9:34	—	—	—	11:25	—	12:08	13:25	14:25	14:25	15:25	—	—	16:23	17:15	17:52	18:50	19:34
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便	17便	18便	19便	20便	21便	22便	23便	24便
高麗川駅東口	6:18	6:51	7:20	8:08	8:33	9:15	10:00	10:20	10:40	11:06	11:36	12:03	12:36	14:06	14:36	15:05	15:37	16:35	17:04	17:45	18:29	19:20	19:49	20:14
四反田堰	6:18	6:51	7:20	8:08	8:33	9:15	10:00	10:20	10:40	11:06	11:36	12:03	12:36	14:06	14:36	15:05	15:37	16:35	17:04	17:45	18:29	19:20	19:49	20:14
生涯学習センター	●	●	7:23	8:11	8:36	9:18	10:03	10:23	10:43	11:09	11:39	12:06	12:39	14:09	14:39	15:08	15:40	16:39	17:08	17:49	18:33	19:24	19:53	20:17
高麗川南公民館入口	6:21	6:54	7:25	8:13	8:38	9:20	10:05	10:24	10:44	11:10	11:40	12:07	12:40	14:10	14:40	15:09	15:41	16:41	17:10	17:51	18:35	19:26	19:55	20:18
愛宕公園入口	6:21	6:54	7:25	8:13	8:38	9:20	10:05	10:24	10:44	11:10	11:40	12:07	12:40	14:10	14:40	15:09	15:41	16:41	17:10	17:51	18:35	19:26	19:55	20:18
中鹿山北	6:22	6:55	7:25	8:13	8:38	9:20	10:05	10:24	10:44	11:10	11:40	12:07	12:40	14:10	14:40	15:09	15:41	16:41	17:10	17:51	18:35	19:26	19:55	20:19
中鹿山南	6:22	6:55	7:25	8:13	8:38	9:20	10:05	10:24	10:44	11:10	11:40	12:07	12:40	14:10	14:40	15:09	15:41	16:41	17:10	17:51	18:35	19:26	19:55	20:19
こま川団地第一折返場	6:23	6:56	7:26	8:14	8:39	9:21	10:06	10:25	10:45	11:11	11:41	12:08	12:41	14:11	14:41	15:10	15:42	16:42	17:11	17:52	18:36	19:27	19:56	20:20
こま川団地中央	6:24	6:57	7:26	8:14	8:39	9:21	10:06	10:26	10:46	11:12	11:42	12:09	12:42	14:12	14:42	15:11	15:43	16:42	17:11	17:52	18:36	19:27	19:56	20:20
こま川団地第二折返場	6:25	6:58	7:28	8:16	8:41	9:23	10:08	10:28	10:48	11:14	11:44	12:10	12:43	14:13	14:43	15:12	15:44	16:43	17:12	17:53	18:37	19:28	19:57	20:21
運行間隔	0:07	0:07	0:08	0:08	0:08	0:08	0:08	0:08	0:08	0:08	0:08	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:08	0:08	0:08	0:08	0:08	0:08	0:07

武蔵高萩駅系統

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便	17便	18便	19便	20便	21便	22便
こま川団地第一折返場	6:00	6:25	6:58	7:20	7:42	8:10	8:37	9:11	10:14	10:51	11:20	12:07	12:38	14:05	14:50	15:40	16:04	16:32	17:47	18:27	18:55	19:36
こま川団地中央	6:00	6:25	6:58	7:20	7:42	8:10	8:37	9:11	10:14	10:51	11:20	12:07	12:38	14:05	14:50	15:40	16:04	16:32	17:47	18:27	18:55	19:36
こま川団地第二折返場	6:01	6:26	6:59	7:21	7:43	8:11	8:38	9:12	10:15	10:52	11:21	12:08	12:39	14:06	14:51	15:41	16:05	16:33	17:48	18:28	18:56	19:37
下鹿山	6:02	6:27	7:00	7:22	7:44	8:12	8:39	9:13	10:16	10:53	11:22	12:09	12:40	14:07	14:52	15:42	16:06	16:34	17:49	18:29	18:57	19:38
埼玉女子短期大学前	6:03	6:28	7:01	7:23	7:45	8:13	8:40	9:14	10:17	10:54	11:23	12:10	12:41	14:08	14:53	15:43	16:07	16:35	17:50	18:30	18:58	19:39
女影	6:04	6:29	7:02	7:24	7:46	8:14	8:41	9:15	10:18	10:55	11:24	12:11	12:42	14:09	14:54	15:44	16:08	16:36	17:51	18:31	18:59	19:40
武蔵高萩駅入口	6:05	6:30	7:03	7:25	7:47	8:15	8:42	9:16	10:19	10:56	11:25	12:12	12:43	14:10	14:55	15:45	16:09	16:37	17:52	18:32	19:00	19:41
武蔵高萩駅	6:08	6:33	7:07	7:30	7:52	8:20	8:47	9:21	10:23	11:00	11:29	12:16	12:47	14:14	14:59	15:49	16:13	16:41	17:56	18:36	19:04	19:45
運行間隔	0:08	0:08	0:09	0:10	0:10	0:10	0:10	0:10	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09	0:09
八王子方面行	6:23	6:40	7:21	7:41	7:57	8:39	8:54	9:33	10:28	11:24	11:54	12:24	12:54	14:24	15:24	15:54	16:23	16:49	18:03	18:49	19:12	19:56
川越方面行	6:23	6:43	7:21	7:37	7:58	8:39	8:56	9:31	10:40	11:09	11:39	12:39	13:09	14:39	15:09	16:08	16:33	17:03	18:14	18:52	19:12	19:55

八王子方面から	6:03	6:37	7:03	7:21	7:56	8:20	8:51	9:27	10:13	10:40	11:09	12:09	12:39	14:09	14:39	15:39	16:08	16:33	17:42	18:14	19:12	19:55
川越方面から	6:01	6:40	7:01	7:19	7:53	8:14	8:54	9:31	10:28	10:55	11:24	11:54	12:24	14:24	14:54	15:24	15:54	16:49	18:03	18:29	19:09	19:56
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便	13便	14便	15便	16便	17便	18便	19便	20便	21便	22便
武蔵高萩駅	6:14	6:46	7:10	7:32	8:01	8:28	9:01	9:37	10:36	11:05	11:34	12:21	12:49	14:34	15:05	15:52	16:18	16:59	18:13	18:40	19:20	20:06
武蔵高萩駅入口	6:15	6:48	7:11	7:33	8:02	8:29	9:02	9:38	10:37	11:06	11:35	12:22	12:50	14:35	15:06	15:53	16:19	17:00	18:14	18:41	19:21	20:07
女影	6:15	6:48	7:11	7:33	8:02	8:29	9:02	9:38	10:37	11:06	11:35	12:22	12:50	14:35	15:06	15:53	16:19	17:00	18:14	18:41	19:21	20:07
埼玉女子短期大学前	6:16	6:49	7:12	7:34	8:03	8:30	9:03	9:39	10:38	11:07	11:36	12:23	12:51	14:36	15:07	15:54	16:20	17:01	18:15	18:42	19:22	20:08
下鹿山	6:17	6:50	7:13	7:35	8:04	8:31	9:04	9:40	10:39	11:08	11:37	12:24	12:52	14:37	15:08	15:55	16:21	17:02	18:16	18:43	19:23	20:09
こま川団地第二折返場	6:18	6:51	7:14	7:36	8:05	8:32	9:05	9:41	10:40	11:09	11:38	12:25	12:53	14:38	15:09	15:56	16:22	17:03	18:17	18:44	19:24	20:10
こま川団地中央	6:18	6:51	7:14	7:36	8:05	8:32	9:05	9:41	10:40	11:09	11:38	12:25	12:55	14:38	15:09	15:56	16:22	17:03	18:17	18:44	19:24	20:10
こま川団地第一折返場	6:21	6:53	7:17	7:39	8:08	8:35	9:08	9:44	10:43	11:12	11:41	12:29	12:57	14:42	15:13	16:01	16:28	17:09	18:24	18:51	19:32	20:18
運行間隔	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:07	0:08	0:08	0:08	0:08	0:09	0:10	0:10	0:11	0:11	0:12	0:12

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	日高市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	29,738
交通不便地域等	16,309

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
2,250	大字原宿	局長指定
1,399	大字鹿山	局長指定
924	大字上鹿山	局長指定
719	大字中鹿山	局長指定
3,575	大字下鹿山	局長指定
182	大字新堀新田	局長指定
2,092	大字旭ヶ丘	局長指定
2,702	大字高萩	局長指定
904	大字中沢	局長指定
1,537	大字女影	局長指定
25	大字女影新田	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
日高市地域公共交通計画	令和7年3月25日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

「おでかけワゴン」運行中です【令和8年4月15日更新】

令和7年4月から民間路線バスの代替交通手段として実証運行を開始した「おでかけワゴン」は、利用実績や地域公共交通協議会での議論を経て、令和8年6月からの本格運行への移行手続を進めています。

○ 実証運行期間

令和7年4月1日（火曜日）から8年5月31日（日曜日）まで

（注釈）利用者にアンケート等をお願いする場合があります。

○ 運行日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日

○ 運行時刻（ダイヤ）【令和8年3月30日改正】

午前6時台から午後8時台までを運行時間としてダイヤを設定（平日・土曜日共通）

1. 高麗川駅系統（こま川団地から高麗川駅方面）：24往復/日
2. 武蔵高萩駅系統（こま川団地から武蔵高萩駅方面）：22往復/日



[日高市おでかけワゴン時刻表（3月30日改正）（PDFファイル: 413.7KB）](#)

JR東日本時刻表（電車へ乗り継がれる際にご活用ください）

- ▶ [高麗川駅時刻表（JR東日本）](#)
- ▶ [武蔵高萩駅時刻表（JR東日本）](#)

国際興業バス時刻表（路線バスへ乗り継がれる際にご活用ください）

- ▶ [国際興業バスホームページ](#)

○ 運行車両

- ワゴン車両
- 乗車定員10人（運転士含む）

（注釈）乗車定員を超える場合は、一般タクシーで対応します（乗車運賃は変わりません）。

○ 運行事業者

- 高麗川交通有限会社
- 日高ハイヤー株式会社

○ 運行経路【令和8年3月30日変更】

1. 高麗川駅系統（こま川団地から高麗川駅方面・青着色区間）

【停留所】

こま川団地第二折返場、こま川団地中央、こま川団地第一折返場、中鹿山南、中鹿山北、愛宕公園入口、高麗川南公民館入口、生涯学習センター、四反田堀、高麗川駅東口

2. 武蔵高萩駅系統（こま川団地から武蔵高萩駅方面・赤着色区間）

【停留所】

こま川団地第一折返場、こま川団地中央、こま川団地第二折返場、下鹿山、埼玉女子短期大学前、女影、武蔵高萩駅入口、武蔵高萩駅

（注釈）運行時刻および運行経路（定時・定路線運行）が決まっており、停留所で乗り降りできます。

（注釈）決められた停留所以外の乗り降りはありません。

おでかけワゴン運行図



○ 利用対象

どなたでも乗車できます。

（注釈）年齢制限や住所要件などはありません。

（注釈）乗務員の介添えはできません。自身での乗り降りが困難な人は、福祉タクシーをご利用ください。

○ 利用方法

事前登録や事前予約などはありません。

○ 乗車運賃

1乗車につき乗車距離を問わず一律の金額となります。また、運賃は乗車時にお支払いください。

- ・ 大人 200円
- ・ 障がい者手帳を提示 100円
- ・ 学生証（生徒手帳を含む）の提示 100円
- ・ 小人（小学生以下） 100円
- ・ 障がい者手帳の提示 50円
- ・ 未就学児 無料

（注釈）障がい者手帳とは、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳（障がい者手帳アプリ「ミライID」でも可）のことであり、その介護人も大人・小人運賃の半額となります。

（注釈）現金でのお支払いの際は、釣り銭のないよう、あらかじめ小銭のご準備をお願いします。

キャッシュレス決済対応一覧

クレジットカード

VISA、Master、JCB、Amex、Diners

電子マネー

交通系IC、QUICPay

バーコード決済

PayPay、d払い、auPAY



この記事に関するお問い合わせ先

交通政策課 交通政策・交通安全担当（本庁舎 3階）

郵便番号：350-1292 日高市大字南平沢1020番地

電話：042-989-2111（代表）

ファックス：042-989-2316



GET
Adobe Acrobat Reader

PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

更新日：2026年04月15日

【おでかけワゴン】フィーダー系統運行路線図

